

令和3年12月愛荘町議会定例会会議録

令和3年12月17日（金）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

日程第1 議案第55号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~

- 追加日程第1 議案第61号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）
- 追加日程第2 議案第62号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第3 議案第63号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第4 議案第64号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第5 議案第65号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）

~~~~~

- 追加日程第1 請願第2号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願
- 追加日程第2 意見書第3号 衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書
- 追加日程第3 議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第4 議提第17号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第5 議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第6 議提第19号 議員派遣について

~~~~~

- 追加日程第1 意見書第4号 コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書
- 

**出席議員（14名）**

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 澤田源宏君 | 2番 村西作雄君 |
| 3番 森野隆君  | 4番 西澤桂一君 |

5番 村田 定 君  
7番 外川 善 正 君  
9番 河村 善 一 君  
11番 瀧 すすみ江 君  
13番 辰 己 保 君

6番 高橋 正 夫 君  
8番 徳田 文 治 君  
10番 吉岡 忍ミ子 君  
12番 竹中 秀 夫 君  
14番 伊谷 正 昭 君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

|         |       |                      |        |
|---------|-------|----------------------|--------|
| 町 長     | 有村国知君 | 副 町 長                | 中西 功君  |
| 教 育 長   | 徳田 寿君 | 教 育 次 長              | 上林市治君  |
| 総務政策監   | 青木清司君 | 福祉政策監<br>兼ワクチン接種推進室長 | 森 まゆみ君 |
| みらい創生課長 | 西川傳和君 | 経営戦略課長               | 生駒秀嘉君  |
| 住 民 課 長 | 阪本 崇君 | 福 祉 課 長              | 田中孝幸君  |
| 健康推進課長  | 木村美紀君 | 建設・下水道課長             | 羽田順行君  |
| 農林振興課参事 | 山本拓也君 |                      |        |

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 徳田 郁 子 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前10時00分

### ◎開議の宣告

○議長（伊谷正昭君） 皆さん、おはようございます。座らせていただきます。

楠農林振興課長より欠席届が出ておりますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（伊谷正昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 日程第1、議案第55号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第55号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

議案書の1ページ、改正条例等説明資料の1ページをお開きください。説明資料で御説明を申し上げます。

まず、改正の理由でございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日より施行され、産科医療補償制度の掛金が見直されることを踏まえ、出産一時金を40万4,000円から40万8,000円に引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、厚生労働省保険局長から令和3年8月4日付の事務連絡、健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行についてを受け、出産一時金の支給金額を40万4,000円から40万8,000円に改正するものでございます。

改正後の条例は令和4年1月1日から施行するものでございます。

2ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊谷正昭君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊谷正昭君） 全員起立であります。よって、議案第55号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（伊谷正昭君） お諮りします。ただいま議案5件が提出をされました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議案5件を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定をいたしました。

---

### ◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第1、議案第61号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）を議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（青木清司君） それでは、補正予算書、そして予算の概要のほうをお願いをいたします。補正予算書で説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、1ページ、議案第61号 令和3年度愛荘町一般会計補

正予算（第8号）でございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億387万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億652万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、4月から11月の人事異動に伴います職員の異動に伴いまして、給料、職員手当、職員手当には住居、通勤、管理職、期末勤勉手当がございまして、共済費等の精査でございますので、よろしく願いをいたします。

12月の実績に基づいた補正をさせていただくものでございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。14款国庫支出金2目民生費国庫補助金2億1,900万円の追加でございます。住民税の非課税世帯等の臨時特別給付金事業に伴いまして、事業費補助金2億1,000万円と事務費補助金900万円でございます。その下、18款繰入金1目財政調整基金繰入金1,512万8,000円の減額は、財源調整でございます。

次、めくっていただきまして、8ページ、歳出でございます。

まず、1款議会費1目議会費317万円の追加は、職員1名分の精査でございます。

次、2款総務費1目一般管理費159万円の減額は、副町長の交代によるものでございます。下段、1目税務総務費32万円の減額は、職員9名分の精査でございます。

次の9ページの中段でございます。1目戸籍住民基本台帳費620万円の追加は、職員8名から9名の1名の増によるものでございます。その下、1目統計調査総務費110万円の減額は、職員1名の精査でございます。

次、10ページをお願いいたします。3款民生費1目社会福祉総務費2億1,374万円の追加につきましては、国の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に伴う事務費と給付費2億1,000万円と一般職員19名分の精査によるものでございます。

次、11ページをお願いいたします。中段、2目社会福祉施設費16万円の減額は、3名分の精査でございます。7目国民健康保険費20万円の減額は、特別会計への繰出金、人件費分でございます。

次に、12目介護保険費45万円の追加は、特別会計繰出金、人件費分でございます。

次、14目後期高齢者医療費29万円の追加につきましても、特別会計への繰り出

し分でございます。その下、4目保育園費1,117万円の減額は、職員18名分の精査でございます。

次、12ページをお願いいたします。5目児童福祉施設費3万円の追加は、職員1名分の精査でございます。

次に、4款衛生費1目保健衛生総務費9万2,300円の減額につきましては、職員4名分の精査と、妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業の経費184万7,000円の追加によるものでございます。

次、4目保健衛生諸費621万円の減額は、11名から10名の1名減による精査でございます。

次のページ、中段でございます。6款農林水産業費2目農業総務費347万円の追加は、5名の職員の精査でございます。

次、3目農業振興費6万9,000円につきましては、8月豪雨に伴います災害復旧補助金でございます。5目農地費513万6,000円は、人件費の精査と県営湖東平野関連事業の負担金296万6,000円の追加によるものでございます。

次、めくっていただきまして、中段の7款商工費1目商工総務費145万円の追加は、職員5名の精査によるものでございます。

次、8款土木費1目土木総務費は、職員6名の精査によるものでございます。

次のページ、中段でございます。2目下水道費は、下水道事業会計への繰出金33万円の追加でございます。

次、9款消防費1目非常備消防費97万円の追加は、職員2名分の精査でございます。

次、16ページをお願いいたします。10款教育費2目事務局費76万円の減額は、職員13名の精査でございます。

次、1目幼稚園費50万円の減額は、職員18名の精査でございます。

次のページ、社会教育総務費3万円の追加は、職員2名分の精査でございます。7目図書館費19万円の精査は、職員5名分の精査でございます。

次のページ、18ページから19、20、21と、給与費明細書となっておりますので、御確認を頂きたいと思っております。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（伊谷正昭君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰

己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 11ページの住民税非課税世帯等の臨時特別給付金についてです。住民税非課税世帯については、10万円を給付するという事なんで、それに伴って、住民税非課税に類推する家庭を減収が直撃したという世帯も対象にしているという説明が全員協議会であったわけです。

そこで、その家計減収が起こったことによって、非課税世帯に匹敵するというか、類推できる、そういう世帯。今現在、非課税世帯には認められていない、認定されない厳しい状況にある家庭に対して、僅か、収入が下がっても、非課税世帯に類推するという場合は、まず、それは認められるのかどうか。要するに何が言いたいのかといえば、直撃するにおいて、前年度の収入等が100としたら、要するにその激変が、50%の減収になったとか、そういう考え方が一応ベースとしてあるのかどうかの確認がしたいわけです。ですから今、こういう説明をして、そういうことではなくて、それぞれの家庭が前年度の家計実態、売上実態、もしくは生活実態を帳面を持ってきていただいて、そして書類を提出していただくと。だから、前年度対比の比率ではないんだと。現実を直視するんだという答弁が頂けるのかどうかをお聞きしたいわけです。

**○議長（伊谷正昭君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** お答え申し上げます。

今現在、国が考えておられる制度におきましては、全員協議会でも御説明させていただきましたように、非課税の基準の部分のベースで考えるということでございます。

しかしながら、議員おっしゃられているように、コロナの影響はまだまだ続くものでございます。それで今現在、国のほうの情報の中的には、令和4年9月30日までの申請ということによっておられますので、そこまでの部分で家計急変の部分を議員おっしゃられている部分をどういうふうな形で救済していくのかという部分につきましては、まだ国のほうからも指示等はございませんので、その指示に従って対応してまいりたいと考えております。

**○議長（伊谷正昭君）** 辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 確認を、ここが大事なところなんでね。結局は今、125万円やったかな、とかいろいろな非課税世帯の計算式があるわけですね。今現在、130万円、140万円であると。それだから非課税世帯にカウントされていないと。

減収になったために、9月までの状況と比較して減収になったことによって、125万とかいうふうに落ちたという場合に、やっぱり給付してもらえるのかどうか。ここは今一番、低所得者にとっては際どいところなんです。それが、国の方針が示されていないというだけでこう言われると。しかも、説明には収入、家計急変世帯という言葉で抽象的で分かりにくい言葉が使われてるん。しかし、現実には喉から手が出るほど支援してほしいという人が多いわけで、ここをちょっともう少し、どうなんやろう、それ以上は踏み込めないという答弁なら、現状は踏み込めないという答弁になるかもわからないけど、現実はこちらなんだということ。だから、先ほど前年度比率でいくのかどうかということ聞いたわけです。実態に即してやってくれるのか。だから、せめて実態に即してやるぐらいの答弁が頂けたら幸いです。

**○議長（伊谷正昭君）** 福祉課長。

**○福祉課長（田中孝幸君）** お答え申し上げます。

基準としましては、ベースは先ほど来申し上げてますように、非課税の基準の部分をもって判断するということですので、議員おっしゃられている、非課税の判断するデータというか、資料というか、本人さんから出せる申告の資料ですね。それにつきましては、先ほども説明しましたように、まずは直近の令和3年分の確定申告の状況で明らかになりますし、その後、以降につきましては、それぞれの月ごと等の収入等をお示しいただいて、それに基づいた計算に基づいて、非課税世帯基準等に該当していくのかどうかということ、判断していくという流れになると考えております。

**○議長（伊谷正昭君）** ほかに質疑ありませんか。9番、河村善一君。

**○9番（河村善一君）** 9番、河村善一です。補正予算書の12ページの衛生費、1保健衛生総務費のところの18負担金補助金及び交付金のところの妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金について説明を求めたいと思うんですが、全員協議会で詳しい説明がありました。本会議ではその内容、180万だけで、その概要、目的、給付対象、給付額、支払い方法、その他についての説明がありませんので、その部分のまず説明を求めたいと思います。

**○議長（伊谷正昭君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（木村美紀君）** それでは、妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金、子育て応援金というふうに名称をさせていただこうかと思っておりますけれども、それについての御説明をさせていただきたいと思います。



まず、目的ですけれども、コロナ禍における妊婦とおなかの赤ちゃんに与える影響を考慮いたしまして、令和3年度に出産された新生児を育てる御家庭に経済的な支援を目的として、妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業、子育て応援金を給付するものでございます。

給付対象につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に出産された新生児で、出産されることによって愛荘町の住民基本台帳に記載された方を対象とさせていただきたいと思っております。

また、給付額につきましては、新生児1人につきまして1万円の現金給付とさせていただきたいと考えております。

また、給付方法につきましては、子育て世帯等臨時給付金特別支援事業の振込指定口座にプッシュ型で振込のほうをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（伊谷正昭君）** 河村善一君。

**○9番（河村善一君）** 9月の請願では2つありまして、妊婦のお腹の赤ちゃんの応援給付金の延長というか、それがこれに該当するのかなと思うんですけれども、2つ目は、恒常的なおなかの赤ちゃんの支援を求めておりました。この妊婦とお腹の赤ちゃんの応援給付金の延長で、新生児1人につき1万円の現金給付をされることは、愛荘町の新生児に対し、誕生おめでとう、ウエルカムの気持ちで大変ホットなニュースではないかと。愛荘町、こういうように子育て支援をしますよということは、町長はじめ議員の者も非常に、そういう意味では歓迎するところであります。

ただ、そのときに要望しておりました恒常的なおなかの赤ちゃんの支援を求めるところも請願の中に書いてあります。町は今後、おなかの赤ちゃんの対するその恒常的な支援についてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

町長か副町長でお答えいただければありがたいと思います。

**○議長（伊谷正昭君）** 副町長。

**○副町長（中西 功君）** 御答弁させていただきます。

妊婦とお腹の赤ちゃんへの応援給付金でございますけれども、今、課長のほうからも御説明いたしましたように、コロナ禍における妊婦とおなかの赤ちゃんに与える影響というものを考慮しまして、経済的な支援を目的に国の交付金あるいは給付金を活

用して給付を行う、あるいは行った、あるいは今回の補正予算で行おうとするものでございます。

令和2年度でございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設をされました特別定額給付金の支給対象とならなかった令和2年4月28日以降に出産された新生児を対象に、コロナ対策の交付金を活用して給付をさせていただいたところでございます。

また、今議会に提出をしております令和3年度分につきましては、国の給付金が今年度中にお生まれになる新生児を対象に給付されるということになっておりますので、ここに、町独自の上乗せ給付を行うということで、本補正予算案を計上させていただいているところでございます。

今お尋ねの恒常的な支援ということでございますけれども、まず、この妊婦とお腹の赤ちゃんの応援給付金を次年度以降も恒常的に給付するということにつきましては、国のコロナ対策の給付金でありますとか交付金が、現時点で次年度以降も恒常的には見込めないという中で、令和2年度、あるいは令和3年度に行わせていただいた、合わせて11万円の額で給付を行うということについては、当町の財政状況を鑑みますと、非常に難しいものと考えております。このため、請願の趣旨でございます恒常的なおなかの赤ちゃんの支援に資する施策を新年度予算案に盛り込むべく現在検討を行っているところでございます。

当町の将来を担っていただくことになる町の宝として生まれてこられるおなかの赤ちゃんと妊婦さんを何らかの形で町として応援したいということについての気持ちは、請願を御採択いただきました議員の先生方、皆様と同じというふうに考えております。次年度の予算に向けまして、さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（伊谷正昭君）** 河村善一君。

**○9番（河村善一君）** 来年度の支援については、まだ、今年度は当然、今年度予算ですのであれですけれども、その施策について何か考えておられることがあるのか、まだ検討の段階で発表段階ではないのかどうか、そのことについてお尋ねしておきたいと思います。

**○議長（伊谷正昭君）** 副町長。

**○副町長（中西 功君）** 御答弁申し上げます。

現在、新年度予算に盛り込むべく検討を進めているところでございますけれども、現時点で詳細を明らかにするに至っておりませんので、現時点での御答弁は差し控えさせていただきますということで御理解を賜りたいと存じます。

**○議長（伊谷正昭君）** 河村善一君。3回目ですので。

**○9番（河村善一君）** はい。

小松市では母子手帳を給付する、お渡しするときに、そういうようなものを渡されたりいろいろ工夫をされています。だから子供を歓迎すると、愛荘町は、前から子供たちが増えて、大きなぎやかな町であるということを町長のお話の中にも、愛荘町は人口増えていますよというようなところのお話を聞いておりますので、そういう施策については積極的に進めていただきたいとお願いしておきたいと思います。

以上です。

**○議長（伊谷正昭君）** ほかに質疑ありませんか。8番、徳田文治君。

**○8番（徳田文治君）** 8番、徳田文治です。14ページの農林振興課の件で、県営湖東平野関連事業負担金が296万6,000円、補正予算で計上されてます。先ほど、全員協議会において、政策監のほうから、この事業は国と県の事業だと。それで、愛荘町全域と東近江全域、それと近江八幡市の一部。豊郷町の一部がこの事業に取り組んでおられると、この湖東平野の。そういうことで、先ほど、国土強靱化の観点で令和4年度実施予定の事業を前倒しをして実施するものだと。その中で、本町においては、宮後、元持がポンプの新設をされると、このような答弁を承りました。やはり水不足、そういった関係で、大変農家さんは苦慮されてます。分水工の改良はこれに含まれているのかということの後で調べてみますというようなお答えを頂きました。

今、分かりましたら、今日は担当課長がお休みということですので、参事もいらっしやいますので、分かりましたらお願いをいたします。

**○議長（伊谷正昭君）** 山本参事。

**○農林振興課参事（山本拓也君）** 御答弁申し上げます。

湖東平野事業における進捗につきましては、今、県営事業のほうで進捗のほうで報告されておりまして、こちらのほうを国費前倒しということで、そちらの該当の事業ということが示されましたが、全体の工種自体は、全体の計画の中で振り分けられておりまして、エリアの分割しか示されておりません。都合、今回の補正のことに限りましては、どこのポンプがどれだけ入っているか、あるいは分水工入っているかとい

うことは示されておらず、流路だけの説明となっておりました。

これは、国費の前倒しというところが主な補正の原因でございますので、来年度の予算をこちらに振り分けて、それで事業を進捗させるということ自体を目的としております。その全体の計画の中には、それぞれの流路での改修事業が入っておりますので、そこに分土工が一部入っているかどうか、流路ごとではあると思いますけども、それはまたお調べしましてお答えさせていただけたらと思います。

**○議長（伊谷正昭君）** ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** それでは、質疑なしということで。これですいません、質疑を終わらせていただきます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 討論なしと認めます。

これより議案第6 1号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 起立全員であります。よって、議案第6 1号 令和3年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6 2号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第2、議案第6 2号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** それでは、議案第6 2号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の22ページをお開きください。

令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めると

ころによるものでございます。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,409万3,000円とするものでございます。

事項別明細書27ページをお願いいたします。今回の補正予算については、人事異動による職員の人件費の精査により減額をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金6節職員給与等繰入金の事務費等繰入金としまして20万円の減額をするものでございます。

28ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費3節職員手当等の期末手当として10万円の減額、4節共済費の共済費負担金として、同じく10万円を減額するものでございます。

29ページから31ページは、補正後の給与費明細書でございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（伊谷正昭君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 全員起立であります。よって、議案第62号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第3、議案第63号 令和3年度愛荘町後期高齢者

医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** それでは、議案第63号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

補正予算書の32ページをお開きください。

令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億415万6,000円とするものでございます。

事項別明細書の37ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、人事異動による職員人件費について予算措置をしようとするための補正をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。4款繰入金1項一般会計繰入金3目職員給与等繰入金については、一般会計からの繰入金29万円を増額するものでございます。

38ページをお願いいたします。歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費を合わせて29万円を増額するものでございます。

次ページの39ページから41ページは、補正後の給与費明細書でございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（伊谷正昭君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成

の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（伊谷正昭君）** 起立全員であります。よって、議案第63号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第4、議案第64号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** それでは、議案第64号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明をさせていただきます。

補正予算書、42ページをお開きください。

令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,693万3,000円とするものでございます。

事項別明細書47ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、人事異動による職員の人件費の精査により減額をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。3款国庫支出金2項国庫補助金4目地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業については、人事異動による地域包括支援センター職員の人件費分として53万9,000円を減額するものでございます。

5款県支出金2項県補助金2目地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業につきましても、人事異動による地域包括支援センター職員の人件費分として、26万9,000円を減額するものでございます。8款繰入金1項一般会計繰入金2目その他一般会計繰入金につきましては、人事異動による一般職員の人件費分として一般会計からの繰入れを72万円増額するものでございます。4目地域支援事業繰入金、包括的支援事業任意事業については、人事異動による地域包括支援センター職員の人件費分としまして27万円を減額するものでございます。2項基金繰入金1目介護給付費準

備基金繰入金については、人事異動による地域包括支援センター職員の人件費分として32万2,000円を減額するものでございます。

48ページをお願いいたします。歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費については、人事異動に伴う一般職員の給料、職員手当等、共済費を合わせて72万円を追加をするものでございます。

4款地域支援事業費2項包括的支援事業任意事業1目地域包括支援センター運営費については、人事異動に伴う地域包括支援センター職員の給料、職員手当等、共済費を合わせて59万2,000円を減額するものでございます。49ページから51ページは、補正後の給与費明細書でございます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（伊谷正昭君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 起立全員であります。よって、議案第64号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第5、議案第65号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

**○総務政策監（青木清司君）** それでは、補正予算書52ページをお願いいたします。



議案第65号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

第2条といたしまして、収益的収入及び支出の補正、令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第3号)に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款下水道事業収益、補正予定額33万円の追加。

その下、支出でございます。第1款下水道事業費用、33万円の追加でございます。

次の53ページをお願いいたします。収入、1款下水道事業収益2目他会計補助金33万円の追加は、一般会計からの繰入れでございます。

次のページ、54ページをお願いいたします。支出、1款下水道事業費用2目総係費33万円の追加は、人事異動によります人件費の精査でございます。

次の55ページからは、給与費明細書となっておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

**○議長(伊谷正昭君)** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長(伊谷正昭君)** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長(伊谷正昭君)** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長(伊谷正昭君)** 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長(伊谷正昭君)** 全員起立であります。よって、議案第65号 令和3年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長(伊谷正昭君)** ここで暫時休憩をいたします。11時20分より再開をいたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時20分

○議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（伊谷正昭君） お諮りします。ただいま請願1件、意見書1件、議提4件が提出をされました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、請願1件、意見書1件、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をしました。

---

### ◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第1、請願第2号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願について議題といたします。

お諮りします。請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

本案について、紹介議員の説明を求めます。13番、辰己 保君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 請願を提案させていただきます。朗読をもって提案とさせていただきます。

請願第2号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願。

2021年12月2日、愛荘町議会議長、伊谷正昭様。

請願団体、滋賀県農民組合連合会。住所、滋賀県近江八幡市安土町大中616-2。  
代表者、滋賀県農民組合連合会会長、田口源太郎。紹介議員、辰己 保、瀧 すみ江。

請願の趣旨。新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少で、2020年産米の過大な流通在庫が発生しました。しかし、政府の打ち出した36万トンの上乗せ減反をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産米の市場価格は大暴落しました。コロナ禍の需要減少による過剰在庫分は、国が責任を持って市場隔離すべきであり、そ

の責任を生産者、流通業者に押しつけることは許されません。政府による緊急買入れなど、特別な隔離対策が絶対に必要です。

政府は、市場隔離と同等の効果を持つ対策として、米穀周年供給・需要拡大支援事業の20年産米37万トンの中から15万トンを特別枠として支援するとしています。しかし、仮に15万トンの販売が22年11月以降に先送りされたとしても、古々米として安い主食用米が市場に出回るようになります。

同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米は、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量は、ミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめてバター、脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米を優先することが必要です。

全国各地で取り組まれている食料支援には、収入減で、1日1食に切り詰めるなど、食べたくても食べられない方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。買入れた米を政府の責任で困窮する国民に提供することが、今こそ求められています。コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを求めます。

請願事項1、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2、政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者、学生などへの食糧支援で活用すること。

3、国内消費に必要な外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

このように、要するに請願は、農家が頑張っている、政府の米穀周年供給・需要拡大支援事業、こうしたものにも協力をしている。しかし、生産者のどうしようも対策が講じられない。コロナ感染という事態の中で消費が落ち込む。これを生産者にその責任を求めていくというには非情なものがあります。同時に、米価の下落によって、再生産が1万4,000円、5,000円とも言われている。この価格、だんだんと遠

のいていく。これでは後継者問題、農業そのものが持っている問題を解決し得ない。  
こうした逆行することを強く訴えて、皆さんの請願への御理解を頂くことを申し添えて、提案とさせていただきます。

**○議長（伊谷正昭君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わり、討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。  
〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありますか。  
〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 討論なしと認めます。  
これより請願第2号を採決いたします。請願第2号を採決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 起立多数です。よって、請願第2号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願は、採択することに決定をいたしました。

---

### ◎意見書第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第2、意見書第3号 衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書についてを議題にいたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。9番、河村善一君。  
〔9番 河村善一君登壇〕

**○9番（河村善一君）** 意見書第3号、これについて提出させていただきましたので、読ませていただきます。

意見書第3号、令和3年12月9日、愛荘町議会議長、伊谷正昭様。

衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書。上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。提出者、愛荘町議会議員、河村善一。賛成者、愛荘町議会議員、森野 隆。賛成者同、村西作雄。賛成者同、西澤桂一。賛成者同、竹中秀夫。

次のページを見てください。衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区については、平成28年5月に衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、衆議院議員の定数の削減といわゆる1票の格差の是正措置が講じられた。これにより、各都道府県の区域内の選挙区の数を令和2年以降、10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づき、いわゆるアダムズ方式により配分されることとなった。

本年6月に令和2年国勢調査の速報値が公表されたが、その結果に基づくと、本県の衆議院小選挙区選出議員の定数は1名減となるとされている。もとより、1票の格差の是正することは重要な課題である。しかしながら、地方創生の重要性が高まっているにもかかわらず、地方の実情を知る国会議員の比率が低くなり、地方の意見が国政に届きにくくなれば、過疎化、少子高齢化や人口減少といった課題の解決は遠のき、今後の我が国の行く末に大きな影響を与えることになる。したがって、国政選挙においては、単純に人口に比例した定数配分とするのではなく、地方の意見が十分に反映されるものとなるよう制度を構築しなければならない。よって、国会及び政府におかれては、衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定に向けた現在の検討を見直し、改めて地方の意見を広く聞きながら、十分に議論を重ね、抜本的な選挙制度改革を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月11日。

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様。

滋賀県愛知郡愛荘町議会。

選挙区が今、4名から3名に減らされようとしておりますが、ぜひ今のままの4名でぜひ検討していただきたいと考えるところであります。また、県議会のほうでも、もう既にこういう意見書が決議されていると聞き及んでおります。愛荘町議会でも十分な検討をしていただくように、意見書の提出をしたいと思っておりますので、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

**○議長（伊谷正昭君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求め意見書、読ませていただきました。それで、ここに書いてあるように、今、提案者は滋賀県に限定して、この意見書が出ているという説明だと思っております。確かに、この

1票の格差を是正すること、このことは重要な課題であるというふうに、この意見書、書いています。しかし、その格差を是正することは重要な課題なんだけども、要するに、地方の実情を知る国会議員の比率が低くなる。そのことによって地方の意見が国政に届きにくくなる。当然、地方に持っている課題、過疎化、少子高齢化、人口減少、こうした問題が、都市部の大きな県や都のそうしたところの議員が増えることによって課題が遠のいていくというふうに書いています。

私自身は、ここの状況そのものは支持できるわけですが、アダムズ方式をどのように捉えているのか。そして1票の格差を是正することが重要な課題だと言って、滋賀県で4から3にすることを、4に戻してくれということが言われています。戻してくれというよりも、検討してくれと言われています。ですから、私は、提案者の1票の格差を是正することが重要なんだということ。それで、定員が減らされる。滋賀県は4のままで行ってほしいということ等に対して、どのような思いで提案をなされたのか。もしくは、提案者がどういう協議をなされたのか。最後のくくりとして強く求めているのが、抜本的な選挙制度改革を行うことと。要するに、抜本的な選挙制度改革を行うという意味はどういう意味なのか。

以上を答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（伊谷正昭君）** 河村善一君。

**○9番（河村善一君）** 国会でも議論されておりますところでもありますので、今現在、これから単純に、もう今国会だけで報道されているのは、4名が3名になると。それを我々は、今の地方の議員としては、やはりこれからそれをただ単に見ているだけじゃなくて、地方としてはより多くの意見を国会にというか、求めて、地元の意見を届けられるようにしていきたいということでこの意見書を出させていただきました。やはり、1人でも多くの国会議員がおられると、身近に、その意見を届けていただけるのではないかなというように思いで、今出させていただきます。

確かに、格差の問題は出ております。でも、やはりこれだけ地方の意見、地元の、東京あるいは大阪で人口が増えておりますので、その意見も大切ですがけれども、やはり地方の意見をどうやって伝えていくかということは、今後、十分国会の中で検討してもらいたいという気持ちでこの意見書を出させていただきましたというところでございます。

**○議長（伊谷正昭君）** 辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 私自身も地方の実情、要するに地方の実情というか、要するに全国の声が国会に届けるということはもう大事なことで、そこを否定しているわけではないんです。答弁がなかったのは、抜本的な選挙制度、滋賀県を強調している。それは僕も賛成なんです。別に否定することじゃないんです。4は4のままでいいと思うんです。そのことによる抜本的な選挙制度の改革とはどういうことを協議なされたのかということです、ここに書いてあるのは。私は、この意見書を賛成するのか反対するのか。非常にここは迷うところなんです。要するに、そうした、自らが1票の格差を是正するのは重要な課題であると言い切ってるんですよ。しかしながら、こういう実情を踏まえてくれと言っているんです。くくりで、意見書は、抜本的な選挙制度改革を行うと、このことを強く求めると結んでるんですよ。だから、提案者が抜本的な選挙制度改革を行うということはどういうことなんやということを私は聞いているわけです。今、改めてアダムズ方式で配分されているんです。ですから、ちょっと最後のくくりのところをどういうふうに理解されているのか、答弁を頂きたいと思います。

**○議長（伊谷正昭君）** 河村善一君。

**○9番（河村善一君）** 今現在、選挙区は、第2選挙区であるならば、伊香から湖東、愛東までの選挙区でされておられます。選挙区制度が変わることによって、また選挙区の区割りが変わって、今まで活動、国会議員の人と活動とともにしている部分が結構あると思います。県議会でもそうかもわかりませんが。そういう区割りを変わることによって非常に、今までのどういう区割りになるかによるんですけども、意見が国会に届けにくくなるのではないかと。愛荘はどちらの区割りに入るとか、今議論されているのは、近江八幡がどちらに入るか、八日市はどちらに入るかというような議論ばかりされて、区割りのなものが議論されております。我々としては、私、提案する立場からすると、同じ区割りでややはり今後も意見を通していきたいし、本当に影響というか、あれですけども、今後、いろんな意見で、その意見が届けやすいような、抜本的な本当に議論をしてもらいたいというような気持ちで今回、出させてもらっております。

以上です。

**○議長（伊谷正昭君）** 辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** だから、抜本的な選挙制度を求めていますと言うんやから、

抜本的なというのはどういう意味なんだということを聞いているんです。

私どもも、ここは議論しています。ですから、この意見書、軸を、求めているものを。ですから、要するに今、区割りがどうなるとかこうなるとか、それはいいとして、4から3に定員が減ることが、定数が減らされることは、それは問題なんです。そこが問題なんです。減らされたことによって私たちの声が届きにくくなるというのも、そのとおりなんです。しっかりここを答えてほしいと。抜本的な選挙制度改革を行うというのは。要するに、答弁されたのは、区割りの地域がどうのこうのでそんなことがされているんですが、ですから、そんなことじゃなくて、抜本的な選挙制度改革を求めていると、強く。だから、その抜本的な選挙制度とは1票の格差、これが常に議論をされるわけですが、ここを答弁を欲しいんです。私どもが、これに対する評価をどうするか。決定的な立つ位置なんです。ですから、抜本的な選挙制度改革、ここを答弁が頂きたい。

**○議長（伊谷正昭君）** 西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 今、抜本的な改正とはどういうことかという御質問を受けた。総務産業のほうでは、そこまでは検討しておりませんが、私の個人の意見として申し上げますと、やはり現在1票の格差というのは人口割りで来ております。そうなりますと、非常に人口が集中している都市集中型に要するに議員が集まっていくと。ですから、地方を支えている、あるいは農地や山林を支えている、こういうところが一方では言われております。ほんで自然破壊、あるいは地球温暖化、こういうことにきっちりと向き合った、要するに議員を確保しておく必要があると、こういうように私は思っておりますから、人口割りだけじゃなくて、やっぱり地域割りといいますか、地域の大きさ、そういうものも加味したような選挙法に変えるべきであると、こういうふうに考えておりますので、これをもって回答いたします。

**○13番（辰己 保君）** 提案者の中の1人が答弁をしはったわけ。提案者の1人、僕は提出者に求めて……。

---

**○議長（伊谷正昭君）** 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

**○議長（伊谷正昭君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。



---

**○議長（伊谷正昭君）** 河村善一君。

**○9番（河村善一君）** 今、西澤議員がおっしゃっていただきました。抜本的な選挙制度改革というのは、本来、国会等で議論されていくことになるかと思えます。ただ、今、西澤議員もおっしゃったように、私も地域で農業もし、あるいはそういう意見を、農業における国会における意見を求めていたり、ほ場整備事業、いろいろなことを課題を全部ぶつけているわけですけども、そういうことを、やはり地域のことを理解した国会議員を出していきたいと考えております。そういう意味において、地域の十分な理解のものと選挙制度、地域のことを分かる選挙制度にしていくべきであらうかとも考えております。本当に、国によっては人口だけではないいろいろな制度があらうかと思えますので、そういう制度も見直しながら、地方の意見が届くような改革をお願いしたいと考えておりますので、それが今後、我々の意見も言いながら、国会に届けたいと思っております。

以上です。

**○議長（伊谷正昭君）** 3回まで。もう1回、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 今、抜本的な制度改革というのは、我々の声を上げてほしい。確かに、アダムズ方式を取ってアメリカでもいろいろとなぶっているように聞いています、毎回。そういうような状況で、今、抜本的な選挙改革というのは、今、提案者が説明されて、確かに、単に切り捨てていたりするんじゃない。

現実には例があります。島根と鳥取が合区になって、そんな、それぞれの文化も違うし、地域性も違う。それが合区になってしまっただうなるんだろうと、そういう矛盾が出てくる。そういうようなものを含めて議論されるんだろうとは思いますが、やはり、国会議員の参議院も衆議院も、定員というものが頭にあります。そこではじき出されている今の提案ですよ、示されているのがね。だから、抜本的な改革というのは、地方の実情も即してその区割りをする。こういうことが非常に大事にはなっています。でも、やっぱり改めて、今言うようにそんな十分な声を反映される選挙制度、抜本的な選挙制度に見直してほしいというか、要望するという声を上げておられるので、アダムズ方式とそしてから1票の格差を是正することの関連性だけ聞いておきます。もうそれ以上は聞きませんが、そうしたものを含めて、抜本的な選挙制度改革を行うように強く求めるというふうに結んでおられるので、ちょっとそういう関連性を

聞いておきます。

**○議長（伊谷正昭君）** 河村善一君。

**○9番（河村善一君）** この意見書を出させていただいた大きな理由は、結局、4人から3人に、もうこれ決めたよ、これで、それはもう決められたルールのごとくなっていくことに対する反対であります。

我々としては、地方の意見、愛荘町をはじめとして、そういう意見を取り入れた選挙制度にしてもらいたいと考えているところであります。今、ここには4人から3人になることをもう一度考え直して、ほんで見直しをしてほしいというところであります。今後、こういう地方の意見、愛荘町議会議員の皆さんの意見がやはり国会で決められていくこととなりますので、1票1票の投票というか、その票が生かされるような選挙制度にしてもらいたいという願いを持っております。

今、我々がこの選挙制度を絶対にせいという案を持ち合わせておりませんが、今議論されているような意見の通るような選挙制度であるべきだろうと考えておりますので、そういう意味での1つの国会、この衆議院の選挙制度が議論されて、本当に1票1票が生かされるような選挙制度にしてほしいという思いで意見書を出させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（伊谷正昭君）** これで質疑を終わります。

これで質疑を終わり、討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

**○議長（伊谷正昭君）** 辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。意見書に対して反対を、討論を行います。

意見書案は、2016年の衆議院選挙制度関連法で、衆議院議員の定数削減といわゆる1票の格差の是正措置が盛り込まれたことによって、本県では令和2年国勢調査の結果、衆議院小選挙区選出議員の定数は1名減となることに対し、単純に人口に比例した定数配分とするのではなく、衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定に向けた現在の検討を見直すことを求めています。意見書で求めている、大都市に議員が多くなることにより、地方の実情を知る国会議員が少なくなる。このことによって、地方が抱える過疎化、少子高齢化、人口減少といった課題が警鐘を鳴らしていること。このことに対しても、私自身は大事な視点、指摘だと同意します。

しかし、この意見書は、小選挙区制度の維持を前提として、その枠内の見直しを求める意見書案です。小選挙区制度そのものの民意をゆがめる根本的な問題を放置する

もので、疑義を訴えるところです。

選挙制度の在り方は、民意を正確に反映する制度であることが重要です。1990年代、小選挙区比例代表並立制が導入されて以降、小選挙区制度のもとで8回の総選挙が行われましたが、小選挙区において、第1党は4割台の得票率にもかかわらず、7割から8割もの議席を占め、議席に反映しない投票、いわゆる死に票は、各小選挙区投票の半数に上っていること。小選挙区制の根本的欠陥が明らかになっています。民意が届く国会を実現するためには、多くの死に票を生み出し、投票した過半数の民意を切り捨てる小選挙区制を廃止し、得票数に応じて議席配分が決まる、こうした選挙制度に抜本改革することが必要であることを訴えて、反対討論といたします。

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありませんか。西澤桂一君。

**○4番（西澤桂一君）** 賛成者が賛成討論をという、これは許されるんか、ちょっとその点が私、分からないんですけど、お許しを頂けるんでしたらさせていただきたいと思います。

**○議長（伊谷正昭君）** 結構です。

**○4番（西澤桂一君）** いろいろとやっぱり今、反対討論の中にもありましたけども、主張、考え方はあると思います。それで、今は、いろいろ問題があるということは承知の上で、現実的にこの滋賀県が4から3になると。ほんで滋賀県の意見はやっぱりしっかりと伝えたいと。こういう思いの中からの意見書でございますので、やっぱり大局的に見てここは御判断を頂きたいと。ぜひよろしく願いいたします。

**○議長（伊谷正昭君）** それでは、これで討論なしと認めます。

これより意見書第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（伊谷正昭君）** 起立多数であります。よって、意見書第3号 衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

### ◎議提第16号～議提第18号の上程、説明、決定

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第3、議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから、追加日程第5、議提第18号 広報常任委員会閉会中の

継続調査についてまで、一括議題といたします。

各常任委員会委員長より、閉会中の継続調査を付したい旨の申出がありました。閉会中の継続調査に付することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 異議なしと認めます。よって、議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第17号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定をいたしました。

---

### ◎議提第19号の上程、説明、採決

**○議長（伊谷正昭君）** 追加日程第6、議提第19号 議員派遣についてを議題にいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付した議案のとおり議員派遣をすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 異議なしと認めます。よって、議提第19号 議員派遣については、お手元に配付のとおり、原案のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

---

**○議長（伊谷正昭君）** 暫時休憩をいたします。再開は1時15分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時15分

**○議長（伊谷正昭君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（伊谷正昭君）** お諮りします。ただいま意見書1件が提出をされました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 異議なしと認めます。よって、意見書1件を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定をいたしました。

---

## ◎意見書第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊谷正昭君） 追加日程第1、意見書第4号 コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書について議題にいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。13番、辰己 保君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 13番、辰己です。

意見書を提案させていただきます。朗読をもって提案とさせていただきます。

意見書第4号。

令和3年12月17日、愛荘町議会議長、伊谷正昭様。

コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書。上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。提出者、愛荘町議会議員、辰己 保。賛成者、愛荘町議会議員、瀧 すみ江。賛成者同、外川善正。賛成者同、徳田文治。

次のページをお願いします。コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少で2020年産米の過大な流通在庫が発生しました。政府の打ち出した36万トンの上乗せ減反をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産米の市場価格は大暴落しました。コロナ禍の需要減少による過剰在庫分は政府が買い入れて米の需給環境を改善し、米価の下落に歯止めをかけるべきです。

政府は、市場隔離と同等の効果を持つ対策として、米穀周年供給・需要拡大支援事業の20年産米37万トンの中から15万トンを特別枠として支援していますが、仮に15万トンの販売が22年11月以降に先送りされたとしても、安い主食用米が市場に出ることになります。

同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス米、輸入米は、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量は、ミニマムアクセス米の輸入開始以来、26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、見直しされていません。国内消費に必要なミニマムアクセス（外国産）米の輸入を中止するか、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を行うべきです。

コロナウイルス感染拡大による雇用条件の悪化で収入減となり、食べたくても食べられない、1日1食に切り詰めている生活困窮者や学生に政府が買い上げた米を活用することも重要です。よって政府におかれては、コロナ禍というかつて経験のしたこ

とのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためにも、従来の政策的枠組みにとらわれない対策を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日。

衆議院議長、参議院議長様、内閣総理大臣様、外務大臣様、経済産業大臣様、農林水産大臣様。

滋賀県愛知郡愛荘町議会。

以上、意見書を提案させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（伊谷正昭君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり、討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** 次に、賛成討論はありませんか。村西君。

**○2番（村西作雄君）** 2番、村西であります。ただいま、質疑の許可を頂きました。

さきに、反対質疑、討論はありませんでしたので、賛同いただけるとは思いますが、私はコロナ禍による米価下落の対策を求める意見書採択に対し、賛成討論を行います。

私は今12月議会で、一般質問において今年度のJAの米買取り価格が一昨年に比べ約3分の2にまで下落し、農家は今経営の危機に瀕し、そして米作って飯食えない状況であるというふうに訴えました。20ヘクタール余り耕作している認定農家は、昨年と比べ約500万円の収入減で、農機具の償却もままならないとの話を紹介しました。

また、農業者は、昨今の原油高で、農機具燃料高や肥料の約1.3倍高など、来年度における農業経営にも大きな不安を抱いています。このような状況下で、町長に対し、農業者への米価下落に対する支援を訴えましたが、町長からは、昨今の米価下落の影響への支援は愛荘町のみが抱える課題ではなく、国全体で対応すべき課題であるとの答弁を頂いたところであります。この意見書は、コロナ禍による米価下落の対策として、農業者の経営と地域経済を守るため、抜本的対策を政府関係者に求めるものであります。

議員各位の中にも、農業に携わっていただいている議員もおられ、今年の大幅な米価下落について直接肌で感じておられると存じます。ぜひとも町内農業者の切実な思いをお酌み取りいただき、賛成いただき、意見書が採択されますよう、心からお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（伊谷正昭君）** ほかに討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（伊谷正昭君）** これで討論を終わります。

これより意見書第4号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（伊谷正昭君）** 起立多数であります。よって、意見書第4号 コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

### ◎閉会の宣告

**○議長（伊谷正昭君）** これで本定例会に付された日程は全て終了をいたしましたので、会議を閉じます。

---

### ◎町長挨拶

**○議長（伊谷正昭君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 令和3年12月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、条例案件1件、指定管理者の指定案件1件、補正予算案件9件、合わせて11案件でございます。慎重審議の上、全ての案件につき御議決を頂き、誠にありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響を受けた子育て世帯を支援する事業として、子育て世帯への臨時特別給付金を支給対象者4,310人に1人当たり10万円給付する補正予算を去る12月3日、定例会2日目にお認めいただいたところです。その後、一昨日、15日に、国から年内の現金一括給

付が自治体の判断により可能と示されたことから、愛荘町では、児童手当を受給されている世帯には、今年中に10万円を一括支給させていただくことといたしました。議員並びに町民の皆様には、この場をお借りして御報告させていただきます。なお、給付に際し申請が必要となる方についても、来年1月以降、できる限り速やかに支給できるよう事務を進めてまいります。

加えて、本日お認めを頂きました補正予算におきまして、まず、妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業では、令和3年度中に出生した新生児を育てる家庭の皆様には、来年1月以降、町独自で1万円を現金給付させていただきます。

また、雇用を守り、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援が受けられるよう、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業におきましても、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円の現金給付を実施させていただきます。

令和4年におきましても、愛荘町に住む全ての世代の皆様が愛荘町に愛着と誇りを持ち、この町で生まれてよかったと思っただけできるよう、愛荘町のさらなる発展に全力で取り組む所存でございます。

さて、議員の皆様との今任期における議会も、本定例会が最後となります。この4年間の町政運営への御協力に心から感謝を申し上げます。

結びに、年の瀬も迫ってまいりました。来るべき新年が幸多きものとなりますことを心から願うものです。議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御健康と御多幸を心から御祈念申し上げます。よい年末年始をお迎えください。ありがとうございました。

**○議長（伊谷正昭君）** これをもちまして、令和3年12月愛荘町議会定例会を閉会をいたします。議員各位、大変御苦勞さんでした。

閉会 午後1時26分



上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 1 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 2 番